

公益財団法人福島市スポーツ振興公社
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人福島市スポーツ振興公社（以下「公社」という。）定款第18条及び第36条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、公社を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、通勤手当及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員及び非常勤役員等には職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員には、報酬及び手当を支給する。報酬及び手当の額、手当の種類については、別表第1の規定によるものとする。
- 3 報酬及び手当は、月ごとに支払うものとし、1年間の報酬額（以下「報酬年額」という。）を12で除した額（以下「報酬月額」という。）を毎月21日に現金で支給する。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い金融機関の休業日でない日を給料の支給日とする。
- 4 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬及び手当を支給する。年度途中から常勤役員となった場合の報酬額は日割りによって計算する。
- 5 常勤役員が退職したときは、その日まで報酬及び手当を支給する。ただし、死亡したときは、その月の報酬月額全額を支給する。
- 6 非常勤役員等に対する報酬は、別表第2に定める金額を限度とし、評議員会、理事会、監査の出席等、必要の都度支払うものとする。ただし国又は地方公共団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）の身分を有する役員等には支給しない。
- 7 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 8 役員等の退職にあたっては、退職手当は支給しない。

(口座振替による支払)

第4条 報酬及び手当は役員等からの申出があるときは、その一部又は全部を口座振替の方法により支払うことができる。

(公務災害見舞金)

第5条 社の常勤役員（福島市職員の身分を有する者を除く。）が業務上の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡をいう。）を受けたときは、公務災害見舞金を支給する。

2 前項の規定により支給する公務災害見舞金の額については、評議員会の決議を経て別に定める。

(費用)

第6条 社は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は別表第3の規定による。

(公表)

第7条 社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は評議員会の決議による。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月25日から施行する。

別表第1（第3条第2項関係）

常勤役員報酬・手当

区分	金額
報酬額	1人あたり年額 4,200,000円
手当の種類	通勤手当（金額については別表第3の規定による）

別表第2（第3条第6項関係）

非常勤役員等の報酬

役員等の名称	金額
評議員	会議等出席の都度1回あたり1人 8,000円
理事	会議等出席の都度1回あたり1人 8,000円
監事	会議等出席の都度1回あたり1人 8,000円

別表第3（第6条第2項関係）

区分	月額	
交通機関利用	全支給限度額（片道2km以上） 32,760円	
交通用具	自転車（片道2km以上） 4,000円	
	バイク（片道2km以上） 5,700円	
	自動車	（片道） 2km以上 4km未満 6,600円
		（片道） 4km以上 7km未満 9,500円
		（片道） 7km以上10km未満 11,300円
		（片道） 10km以上15km未満 14,700円
		（片道） 15km以上20km未満 17,900円
		（片道） 20km以上25km未満 18,200円
（片道） 25km以上 19,500円		